

# 2025 年度事業計画

公益社団法人日本複製権センター

## 《はじめに》

公益社団法人日本複製権センター（JRRC）は、1991年9月30日の設立以来著作権の保護と利用の円滑化を図ることを目的に著作権の管理事業を実施してきた。

事業の実施にあたっては、2012年4月1日の公益法人移行後三カ年毎に基本計画を策定してきており、2025年度は第5次三カ年基本計画の初年度となる。

同計画では、第4次に引き続き「使用料の徴収、利用許諾契約および管理委託等」の管理業務拡充をはじめとする各事項を重点事業として位置づけており、2025年度は三カ年基本計画の初年度として、各重点事業のうち継続しているものについては、それぞれの目標時点に合わせて進捗させるとともに、事業の柱やレパートリーを増やすための新規の取り組みについては、積極的に検討を行っていくことを目標とする。

詳細は以下のとおり。

## 《重点事業》

### 1. 使用料の徴収、利用許諾契約および管理委託等について

徴収額の増額および新規契約促進を図るべく、次の取組を行う。

#### ① 国・地方公共団体の機関等の官公庁及び民間企業等に対する契約促進活動

国・地方公共団体の機関等の官公庁（以下、「官公庁」という）に対しては、2023～2024年度にかけて全国の官公庁を対象に実施した無料オンライン著作権セミナーにより強化した全国紙及び各地方の県紙・ブロック紙と引き続き協力しつつ、同セミナーによる契約促進活動を継続する。さらに中央官庁については、2025年度予算成立後に文化庁の支援も得て著作権セミナー及び契約説明会を開催し、組織一括契約を推進する。

また、上記官公庁向けセミナーのプログラムを工夫し、民間企業等の参加も想定したものとすることや、著作権思想の普及活動として実施している著作権講座等の機会を活用した契約説明会を開催することで、2025年4月から実施が可能となる改正使用料規程の実施を円滑に行うため、改正の内容に関する周知を継続することにより利用者の理解を得る努力を最大限行うとともに契約の必要性をより広く訴え契約増に繋げる。さらに、東証上場企業のうち未契約者へのアプローチを図るとともに、東京商工会議所加盟の中小企業等に対するセミナー開催で啓発を図る。

加えて広報活動と連動し、会員団体及び関係団体の主要顧客層をターゲットにした広告宣伝やネット媒体による広告宣伝を通年で企画・実施することにより、JRRCの認知度を上げつつ契約促進を図る。

#### ② 大規模利用者等を対象とした使用料規程第5節契約への移行促進

改正使用料規程の実施により、第5節契約者の割合をより一層増やすべく、契約者向けのメールマガジンやDM、個別の説明対応等により、包括許諾契約簡易方式に占める第5節の割合が現在の約46%から50%超となるよう取り組む。

### ③改正使用料規程の周知と解約防止及び優遇措置等のあり方の検討

改正後の単価改定の経緯や利便性の向上についての説明を丁寧に行い、利用者の理解を得るとともに、利用者又は利用者団体に対する優遇措置等のあり方について引き続き検討し、関係者の協議が整ったものから順次実施する。

### ④著作物複製利用許諾契約書の統一化

利用者との契約書については、契約の締結時期によって契約書の内容が異なっているため、電子の統一契約書に改め、継続契約の更新時から順次導入する。

### ⑤非一任型の管理方式の推進と同方式に関する更なる検討

クリッピング契約代行サービス（非一任型）については、新聞社等の理解を得るための普及活動を強化し、契約者の増を図る。また、専門新聞、雑誌等への対象範囲の拡大について検討し、関係者の協議が整った場合は速やかに実施する。

デジタル著作物の複製利用（非一任型）については、実施状況を検証したうえで、改善に努めるとともに、地域の新聞やスポーツ新聞等への拡大を図るべく、説明会等を実施する。

また、アナログ著作物の出版を廃止し、デジタル著作物のみの配信に転換する場合への対応策について検討し、関係者の協議が整った場合には速やかに実施する。

なお、アナログ著作物とデジタル著作物を区別していない海外の状況を踏まえ、実施状況を検証のうえ、デジタル著作物の一任型管理への移行を検討する。

また、試行実施を行い、その成果を踏まえた上で、関係者の協議整った場合はすみやかに実施する。主として大口契約者において単発的に許諾範囲を超える複製が行われる実態をカバーするための「非一任型個別許諾契約代行サービス」についても検討する。

### ⑥次回使用料規程改正に向けた検討の継続

概ね5年後に想定される次期改正に向けて、使用料の額、使用料の計算方法、対象範囲その他の事項に関し、契約実態や権利者及び利用者の意見等も踏まえ検討を行う。

## 2. 使用料の分配について

### ①著作物複製利用実態調査の改善

2024年度の調査でJRRCの2017年時点の契約者のプロフィールをもとに、その相似形として設定した170者及び内訳をほぼ満たすサンプル数を確保できたため、2025年度以降は、調査実施方法を再検討する。この場合、調査に協力いただく契約者の負担を軽減しつつ、より適切に複製実態を把握できる方法をめざす。

### ②個別委託制度に係る分配基準の見直し

個別委託制度における利用者団体に対する業務協力金の支払額を見直し、2024年度に徴収した使用料の分配から適用すべく調整する。調整にあたっては、個別委託制度における分配基準の設定のあり方とも連動して検討を行う。

### ③報酬率（旧管理手数料率）低減に向けての取り組み

効率的な業務体制の構築と業務フローの不断の改善と年度毎の事業計画に基づくメリハリを効かせた執行により、報酬率の更なる低減に向けて取り組む。

2025年度は報酬率が23%前半以下となるように努力する。

## 3. 海外の管理事業者との相互管理契約の締結及び情報収集

米、英、豪、独、仏等主要国の著作権等管理事業者（RRO）を対象に、引き続き相互管理契約締結に向けた取り組みを進める。2025年度は英国 NLA との契約締結を早期に実現し、NLA 管理著作物の取り扱い開始と分配準備に向け、対 NLA 及び対国内（JSARRD を含む）の具体的な手続きを定める。

また、米国 CCC との交渉・調整を行い、契約締結に向けて取り組み、早期の契約実現をめざす。また東南アジア等日本企業進出地域の RRO の現状の把握に努める。

## 4. 管理著作物の拡大

著作権思想の普及やコンプライアンス意識の高まりに伴い、利用者の契約に当たっては、JRRC の管理著作物が利用者のニーズに合ったものか問われる場合が増えているので、実態調査でよく確認される未委託の経済雑誌、法律雑誌等の雑誌や専門紙等を中心に出版社等の権利者を訪問しての説明及び委託の依頼を行うとともに、日本雑誌協会、日本専門新聞協会等の協力も得ながら管理著作物の拡大に努める。

## 5. 管理事業実施体制の強化

### ①事業実施体制の改善

人的資源の有効活用を促進するとともに、継続的な事務の合理化推進等を通じて、事業実施体制の強化を図る。2024年度に試行した目標設定制度を本格導入し、期末評価を適切に行うことで各職員の業務推進能力を強化する。

### ②労務環境ならびに労働条件等の改善

各種規程及び運用細則等を見直しと不備の有無を確認のうえ、優先順位を付して改定することで事業のより一層の円滑化を図るとともに、職務、健康に関する相談窓口の充実を図る。

### ③基幹システム「諾」の不断の改修

2023年度に本格稼働した基幹システム「諾」の適切な改修継続と保守により、非一任型の事業を含めたより一層の効率化と利用者の使い勝手の向上を図る。

また、委託システムについても2023年度下半期から開始した改修を継続することで、管理受託出版物リストをより一層精緻化する。

これら一連の改修により、事業拡大に伴う人員増を可能な限り抑制しつつ、質の高い業務を遂行する。

### ④職員の教育研修の強化

権利者や利用者からの問い合わせが増えている現状にかんがみ、業務マニュアルを整備し、一定の質問等に対しては誰でも応答ができるよう職員の教育訓練を強化

する。また、業務に関連する自己啓発についても奨励する。

## ⑤財政基盤の強化

JRRC の財政基盤を強化するために収益事業等の実施について内閣府等の助言を求めながら検討する。

## 6. 広報や著作権教育の充実

著作権思想の普及と JRRC の存在を知ってもらうため、広報活動を強化する。メールマガジン、著作権講座・セミナーについては内容の充実に努める。

また、ホームページ（HP）については、広報内容等を見直したうえで、全面的に改修するとともに、小規模改修は随時実施する。さらに、SNS を活用した広報活動等も検討する。

### 《経常事業》

#### 1. 複製に係る権利行使の委託を受けた著作物の複製等の利用許諾、並びに同利用許諾に関する使用料の徴収、分配に関する事業を行う

##### (1) 徴収

2025 年度の徴収目標額（総使用料報告額）を 8.60 億円とする。

（うち、非一任型クリッピング契約代行業務及びデジタル複製オプションについては、合計で 0.2 億円を目標とする。）

##### (2) 分配

著作物複製利用許諾契約に基づく 2024 年度分使用料について、理事会で答申・決議される分配方法に基づき、2025 年 9 月末迄に、各会員団体及び個別受託契約の契約先に分配する（非一任型クリッピング契約代行業務及びデジタル複製オプションの分配は著作物複製利用許諾契約と同様に入金ベースになっており、契約者が官公庁の場合、原則として年度末に検収を終えてからの支払いとなるため、入金時期により分配が翌年度以降にずれ込む場合がある点に留意）。

#### 2. 著作権思想の普及及び調査・研究に関する事業を行う

##### (1) 利用者、権利者、一般の方々等への著作権思想普及・啓発活動

###### 1) JRRC の自主事業

公益社団法人として、利用者等に対し、広く著作権に関する知識の普及・啓発活動を行う。

- ①オンライン形式を基本として、一般対象者及び利用者向けの著作権教育講座を開催。官公庁等利用者の分野毎にターゲットを絞ったミニ著作権セミナーやより高度な内容の著作権教育講座も開催
- ②オンライン著作権セミナーの実施
- ③メールマガジン等による著作権知識の普及・啓発活動
- ④利用企業・団体からの講師派遣（オンライン含む）依頼への対応

- ⑤著作物の複製利用に関する啓発用パンフレット等の改定・配布
- ⑥ホームページ、インターネット及び新聞等での広報・宣伝活動の実施

## 2)文化庁、著作権情報センター等の普及事業への参加

- ①文化庁著作権セミナーをはじめとする各種文化庁主催・共催事業への参画及び講師の派遣
- ②同庁の著作権教育連絡協議会会員として、著作権思想の普及・啓発活動に参加
- ③著作権情報センター正会員として、同センターが実施する著作権関連普及・啓発活動に協力

## (2) 国際的な活動への取り組み

- ①文化庁著作権課との連携の下、アジア各国との著作権に関する国際会議への参加、各国訪問団の受け入れ、国際会議への講師派遣及び WIPO（世界知的所有権機関）研修に関する各種会議への参加等、積極的に国際的な活動に優先順位を考慮して参画
- ②IFRRO や PDLN 等の主要関係団体の年次総会への必要に応じ参加し、海外 RROs との関係を積極的に構築し、相互管理契約へ向けての取り組み等を推進していくほか、海外における生成 AI に対する取り組みや集中管理システムの対応等に係る最新の情報を収集し、国内関係者に対して情報提供するなど、国際的な著作物利用に関する調査・研究を推進する。

## 3. 不測の事態に対する事業継続のための取り組み

アフターコロナ、ウィズコロナ対応で定着したテレワーク及びオフピーク出勤に必要な環境整備と大規模災害等の発生時における事業継続（BCP）に対応した環境整備（クラウド導入後の最適化と PC、OA 機器等の入れ替えによる柔軟な勤務形態への対応）を継続して推進する。

以上